

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鷺田 公一  様  あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト8階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年)	25.06.2019

出願人又は代理人 の書類記号 P1027320W001	今後の手続については、下記2を参照すること。
--------------------------------	------------------------

国際出願番号 PCT/JP2019/015209	国際出願日 (日.月.年) 05.04.2019	優先日 (日.月.年)
-----------------------------	-----------------------------	----------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04W72/04(2009.01)i, H04W28/04(2009.01)i
---

出願人 (氏名又は名称) パナソニック インテレクチュアル プロパティ コーポレーション オブ アメリカ
---

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 14.06.2019
-------------------------

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 松本 光平 電話番号 03-3581-1101 内線 3534	5 J	6 2 9 4
---	--	-----	---------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	3, 5-7	有
	請求項	1-2, 4, 8-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : Ericsson, PDCCH Enhancements for NR URLLC, 3GPP TSG-RAN WG1 Meeting #96bis R1-1904122, 3GPP, 2019.04.03, pp.1-10  
 文献2 : WILUS Inc., On DCI enhancement for NR URLLC, 3GPP TSG RAN WG1 #96bis R1-1905430, 3GPP, 2019.04.03, pp.1-3  
 文献3 (不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立てによって提示された文献) : Panasonic, PDCCH enhancements for NR URLLC, 3GPP TSG RAN WG1 #96 R1-1902399, 3GPP, 2019.02.15, pp.1-9

請求項1-2、4、8-10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2により進歩性を有しない。

文献1 (pp.1-10 参照) には、new DCI format (請求項1、8-10の「第3フォーマット」に相当) を含む複数のDCIフォーマットのサイズを揃える処理を行う第1のステップと、調整された前記複数のDCIフォーマットのサイズの合計が所定のサイズを超過する場合に、DCIフォーマットのサイズを揃える処理を行う第2のステップとが記載されている。

文献1に記載の発明において、第2のステップは、new DCI format を含む複数のDCIフォーマットのサイズを揃える処理なのであるから、new DCI format のサイズと他のDCI format のサイズとを揃える処理を含むものといえる。

文献2 (pp.1-3 参照) には、UE-specific search space (請求項1、8-10の「第1サーチスペース」に相当) のDCI format(0\_0, 1\_0) (請求項1、8-10の「第1フォーマット」に相当) のサイズと、common search space (請求項1、8-10の「第2サーチスペース」に相当) のDCI format(0\_0, 1\_0) (請求項1、8-10の「第2フォーマット」に相当) のサイズとを揃えることが記載されている。

文献1に記載の発明の第1のステップの具体的態様として文献2に記載の発明を採用し、請求項1-2、4、8-10に係る構成とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 3、5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

第 2 の処理を第 1 の処理よりも前に行うことは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 に対して新規性及び進歩性を有する。

第 2 の処理において、制御情報を第 3 フォーマットのサイズよりも大きいサイズの第 1 フォーマットまたは第 2 フォーマットのサイズに揃えることは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

請求項 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

第 2 の処理において、制御情報を第 3 フォーマットのサイズよりも大きく、かつ、第 1 のフォーマット又は第 2 のフォーマットのうち小さいサイズのフォーマットのサイズに揃えることは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

## &lt;付記&gt;

なお、不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立てによって提示された文献 3 (pp. 1-9 参照) には、制御情報を URLLC DCI (請求項 6 の「第 3 フォーマット」に相当) のサイズよりも大きいサイズの DCI format 0\_0/1\_0 (請求項 6 の「第 1 フォーマット」に相当) または DCI format 0\_1/1\_1 (請求項 6 の「第 2 フォーマット」に相当) のサイズに揃えることが記載されている。

文献 1 に記載の発明に対して文献 3 に記載の発明を適用し、請求項 6 に係る構成とすることは、当業者であれば容易になし得たことである。